

# 平成28年11月定例総会

平成28年11月4日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

## 平成28年度第8回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成28年11月4日(金)午前10時00分から11時00分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (11 人)

|         |      |    |     |
|---------|------|----|-----|
| 会長      | 4 番  | 安田 | 芳秋  |
| 会長職務代理者 | 8 番  | 上野 | 清吉  |
|         | 2 番  | 岡崎 | 直正  |
|         | 3 番  | 横山 | 保幸  |
|         | 5 番  | 宮上 | 昌三  |
|         | 6 番  | 山本 | 美加  |
|         | 7 番  | 橘  | なぎさ |
|         | 9 番  | 弘田 | 好希  |
|         | 10 番 | 田邊 | 昌一  |
|         | 11 番 | 池  | 俊伸  |
|         | 12 番 | 中山 | 巖   |

4. 欠席委員 (1 人) 1 番 谷岡 孝也

5.議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)

議案第2号 非農地証明の審議について(2件)

議案第3号 その他の件について

6.農業委員会事務局職員

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 事務局長   | 文野 | 喜文 |
| 事務局長補佐 | 上田 | 統夫 |
| 事務局主事  | 谷岡 | 賢  |

7.会議の概要

議長

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、11月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、1 番委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)

議案第2号 非農地証明の審議について(2件)

議案第3号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

10番、田邊 委員 11番、池 委員の2名を指名致します。

まず議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)を議題といたしますが、9番委員が貸人になっていきますので農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定により審議開始から終了まで退席を求めます

(9番委員は、一時退席。)

それでは事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についてについて、ご説明します。

議案書 1 ページになります。先月、転用の審議をした斧積地区・国営農地の一部に、ソーラーパネルを設置しますのでその部分の区分地上権設定についてであります。

申請番号 6、貸人、借人は議案書に記載のとおりです。借人は発電会社です。

申請地は、記載のとおり斧積の 11 筆で地目が畑、現況も畑、面積合計が筆全体の面積 14,671 m<sup>2</sup>のうち 4,522.87 m<sup>2</sup>がソーラーパネル部分のみの区分地上権となります。土地の使用貸借権は 5,7 月に審議した合同会社 C.company となります。

農地法第 3 条第 2 項関係については 2 ページにも記載していますように、C.company がソーラーパネルの下部で柿を栽培します。

参考資料としまして 3 ～ 5 ページを添付してあります。

以上の事から、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長          | 只今の説明に関して、橘委員より補足説明がありましたらお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 7番<br>橘委員   | 先月も審議した5条申請の件の関連事項です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長          | <p>補足しますと、10月28日に高知県農業会議常設審議委員会において、先月審議した5条申請の件につきまして、事務局上田補佐、浜田事務局長がこの案件について説明をしました。</p> <p>5市町村から案件が出ておりましたが、本市の案件は国営農地に営農型で太陽光発電を行うとの初めての案件であったためか、本市にのみ質問が多数出ました。</p> <p>結果、理解を得ました。</p> <p>高知県では国営農地事業が他の所でも行われており、国営農地が変わっていくのは、山にしないようにするためであり、本市がそのさきがけとなったわけであります。委員の私も新しいステップであるとの意見を述べたところです。</p> <p>しかし、許可条件として土地改良区の意見を求められていますので、この土地以外に空いている土地もあることから、担当の農業委員の協力も必要だと思います。</p> <p>以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に移ります。</p> <p>質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。</p> |
| 6番<br>山本委員  | <p>反対ではないが懸念があります。</p> <p>営農型で太陽光は鳥取でもやっているが、風が強いと聞いた。本市は台風が来るが、設計上大丈夫なのか。</p> <p>もう一つは、壊れたとき、また撤去の20年後にきちんと業者はパネルを撤去して農地として返してくれるのか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局<br>(上田) | 設計については、書面で設備が台風にも飛ばない構造となっているかを確認しています。また、撤去についても契約書でうたっているので問題はないと考えています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3番<br>横山委員  | これまでの他の場所で、会社は柵を植えちゃんと管理しているのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事務局         | 愛媛県愛南町でその事例があり、事務局濱田が調査に行き、きちんと管理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (上田)        | している状態を確認しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局長        | 市内での事例は初めてです。他県では営農型で行っている。そのための確認を先月行いました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 3 番<br>横山委員 | ソーラーをするために榊を植えるようなものだが、榊の管理をちゃんとしているかの確認はこれから必要になる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 5 番<br>宮上委員 | 3 年ごとの更新となれば、きちんとしていないと中止となるのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局<br>(上田) | 3年ごとの許可ですので、それまでにも県も調査に来ます。<br>3年経過後に再申請が来て、農業委員会で再度審議されます。また、県の許可も必要になります。よって荒らしているのであれば許可が下りません。そのことは業者もわかっています。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長          | <p>他に質疑はございませんでしょうか。</p> <p>・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。</p> <p><b>議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)</b>をお諮りします。</p> <p>申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって本件は、許可といたします。</p> <p>これで、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に係る審議が終了いたしましたので、9 番委員の入室を求めます。</p> <p>(9 番委員入室、着席)</p> <p>続きまして、<b>議案第2号 非農地証明の審議について(2件)</b>に移ります。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局<br>(上田) | それでは <b>議案第2号 非農地証明の審議について</b> 、申請番号順に 2 件を一括してご説明いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

申請番号 13 につきましては 6 から 7 ページのとおりで、1 筆です。  
所有者等は記載のとおりです。写真もご覧ください。

住宅を建てており、周りも住宅地です。

本日欠席の谷岡委員と現地に行き、調査済です。

次に申請番号 14 については 8 ～ 9 ページをご覧ください。

所有者は記載の通りで、現下ノ段区長場の裏側です。所有者は平成 8 年の区長場建築時に現区長場の土地、宅地を売却しましたが、裏の畑が残っていました。今回、非農地申請をし地区の名義に変える予定です。

以上 2 件につきまして市の非農地基準に照らして交付は妥当と判断しますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、地区担当 弘田委員より補足説明がありましたらお願いします。

9番  
弘田委員

事務局が説明した通りで、区長場の後ろが未登記のままで残っているものです。

議長

以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

12 番  
中山委員

申請番号 14 について。名義は地区のものか。

9番  
弘田委員

申請地以外は地区名義です。

12 番  
中山委員

申請番号 13 について。写真では土地全体に家が建っているように見えるが、生け垣はどうなっているのか。

事務局  
(上田)

生垣も申請地の一部です。

6 番  
山本委員

税金は田としてかかるのか。

事務局  
(上田)

税務課が確認して宅地として課税しています。

事務局長

税務課が見に行って、現況のままに課税しています。

議長

他に質疑はございませんでしょうか。

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第3号 非農地証明の審議 2件** をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。

よって本件は、証明書を発行することといたします。

続きまして**議案第3号 その他の件について** に移ります。

①の**次回開催日**についてであります。

12 月定例総会の開催日については

日 時:12月1日(木曜日)

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

次に②農地パトロール結果報告について事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

農地パトロールについては、下ノ加江地区を 10 月 19 日に宮上委員、横山委員と事務局 3 人で行い、清水・半島地区は 10 月 20 日に安田会長、中山委員、谷岡委員と事務局 3 人で行いました。

他の 2 地区も 10 月に行っていますが、今回は先の 2 地区について報告します。

昨年は遊休農地 1 号、2 号として判定しました。2 号は低利用との判断でした。今回も現地では昨年同様 2 号判定もありました。

事務局で検討をした結果、2 号判定地について、昨年見たのに同じで 1 年以上作っていない、来年も作らないであろう土地については 1 号判定にすることとしました。

また去年は耕作していたのに今年はしてない箇所が4カ所ありましたので、それも追加します。

それでは下ノ加江地区を谷岡事務局員が説明し、清水・半島地区は私のほうから説明します。

(事務局より資料を渡し、プロジェクターにより写真を見ながら遊休農地・荒廃農地、耕作農地から遊休農地になったもの、遊休農地から耕作農地になったものの説明。)

議長 事務局より説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

6番 山本委員 立石の荒れた農地については道が狭く作ろうとしても入れない。道を広げることはできないのか。  
また、資料8ページ、加久見の市所有の3筆はどんな土地か。

事務局長 加久見は市が購入した新水源地のタンクのある場所です。

6番 山本委員 大岐の元「畑の学校」跡地は、草が生えたり刈ったりしているが、利用計画は。

事務局長 元々は営林署の土地で買ったもの。周辺との全体計画で耕作予定となっていました。売却予定です。土地の中に赤線が入っていたりなどの関係で現在は調査中です。

5番 宮上委員 立石の自分たちがつくった橋が台風で流されてしまったが、何とかならないか。

事務局長 橋をつけるとなればかなりの予算がいるので市単では難しい。また国の補助もあるが耕作計画や地元負担金の問題もある。

また、立石川は県の管理になり河川協議が必要になる。今、言われている橋の上流の林道の橋の時も、かなり難しかった。ですから新しい橋というのは厳しい。ただ絶対ダメとのことではないので区長さんとも相談する必要がある。

6番 山本委員 国の補助金関係の流れは。

事務局長 区長からの要望があり市から県、国というふうに上げて行く。道を広げる件も耕作できる農地があつて初めて道を広げるものであるの

で、そのあたりから何とかして行く必要がある。

また、現農道についても舗装が剥がれている場合などには多面的直接支払制度などを利用すればとも思う。

更に国の方でも予算的に難しい面もある。今年度の要望額も 1/3 しか付かなかった。ただ補正でいくらか付いたが条件がある。しかし、できる分はしたいと考えている。

5 番  
宮上委員

橋の件も地元で話し合ったが、なかなか自分たちではできない。

事務局長

橋については百万単位ではなく、千万単位。なかなか難しい。

6 番  
山本委員

農業委員になり耕作放棄地解消のためにやる気はあるのだが、道が狭いなどの条件が悪い。

事務局長

前向きな意見なので、大切なことだと思う。要望としては区長さんと相談してもらいたい。

議長

農地パトロールの結果報告を聞いて、今なら遊休農地を耕作地にできる箇所があった。事務局長に対してもそこら辺の努力をお願いしたい。若者の就農対策の為にも。

新たに遊休農地に判定された地権者に対して、利用意向調査を行うようにします。

それではその他、何かありませんか。

なければ、山本委員より提案があります。

6 番  
山本委員

先月高知の食材を使った料理の本のパンフレットをお配りしましたが、その本ができました。これは高知県で農業に携わっている女性が中心に作った 1 冊の本です。ぜひ農業委員の皆さんに買ってもらいたい。農林水産省にも PR して売れ行きは好調です。1 冊 1,500 円で書店で売っています。奥さんや娘さん用に買ってもらいたいです。JA 三崎でも売っています。

議長

その他なにかございませんか。

・ ・ 無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本日の会議はこれをもって閉会とします。